

警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習・追加取得講習）を次のとおり実施する。

令和 8 年 8 月 14 日

滋賀県公安委員会委員長 上 田 健 一 郎

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分および定員

ア 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「2 号警備業務」という。） 30 人

イ 法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務（以下「4 号警備業務」という。） 10 人

※ 定員は、新規取得講習と追加取得講習を合わせた人数である。

(2) 種別および講習日時

ア 2 号警備業務 新規取得講習 令和 8 年 10 月 14 日(水)から同月 21 日(水)まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前 9 時 30 分から午後 4 時 45 分まで（同月 19 日(月)は午前 9 時 30 分から午後 0 時 10 分まで）

イ 2 号警備業務 追加取得講習 令和 8 年 10 月 20 日(火)および同月 21 日(水)の午前 9 時 30 分から午後 4 時 45 分まで

ウ 4 号警備業務 新規取得講習 令和 8 年 10 月 14 日(水)から同月 21 日(水)まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前 9 時 30 分から午後 4 時 45 分まで（同月 19 日(月)および同月 21 日(水)は午前 9 時 30 分から午後 0 時 10 分まで）

エ 4 号警備業務 追加取得講習 令和 8 年 10 月 20 日(火)午前 9 時 30 分から午後 4 時 45 分までおよび同月 21 日(水)午前 9 時 30 分から午後 0 時 10 分まで

2 修了考査

(1) 2 号警備業務 新規取得講習 令和 8 年 10 月 22 日(木)午前 9 時 15 分から 100 分間

(2) 2 号警備業務 追加取得講習 令和 8 年 10 月 22 日(木)午前 9 時 15 分から 35 分間

(3) 4 号警備業務 新規取得講習 令和 8 年 10 月 21 日(水)午後 1 時 10 分から 100 分間

(4) 4 号警備業務 追加取得講習 令和 8 年 10 月 21 日(水)午後 1 時 10 分から 35 分間

3 講習場所 大津市打出浜 1 番 6 号 大津市勤労福祉センター

4 講習科目 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号）第 5 条および第 6 条に規定する講習事項

5 受講対象者

(1) 新規取得講習 受講申込みを行う日において、警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するもの
ア 最近 5 年間に、受講しようとする講習の警備業務の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分の資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 最近 5 年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 1 級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2 級検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧 1 級検定に合格した者

オ 旧 2 級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

- 6 事前申込み 講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は抽選により受講者を決定する。

(1) 受付期間 令和 8 年 9 月 1 日(火)から同月 3 日(木)までの午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 申込先等

ア 申込先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務担当室（受付専用電話 077－522－1250）なお、受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 申出事項 申込みに際しては、次の事項を申し出ること。

(7) 受講予定の講習区分および種別

(i) 事前申込者の氏名および所属警備業者の営業所の名称

(ii) 連絡先

(c) 受講申込書を提出する警察署（滋賀県内に所在する警察署に限る。）の名称

(3) 受講者決定の通知 受講者決定の通知は、令和 8 年 9 月 4 日(金)午後 5 時までに、(2)イ(ii)の連絡先に行く。

- 7 受講申込み 受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出し、受講料を納付すること。

(1) 提出期間 令和 8 年 9 月 7 日(月)から同月 11 日(金)までの午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

(2) 提出場所 6 (2)イ(c)の警察署の生活安全課または生活安全刑事課

(3) 提出書類 6 か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通に、次のアまたはイに掲げる書類を添付して提出すること。

ア 新規取得講習の場合

(7) 5 (i)アに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）および履歴書

(i) 5 (i)イに該当する者については、1 級検定の合格証明書の写し

(ii) 5 (i)ウに該当する者については、2 級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書

(c) 5 (i)エに該当する者については、旧 1 級検定の合格証の写し

(c) 5 (i)オに該当する者については、旧 2 級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書

イ 追加取得講習の場合

(7) 5 (2)アに該当する者については、資格者証等の写し、警備業務従事証明書および履歴書

(i) 5 (2)イに該当する者については、資格者証等の写しおよび 1 級検定の合格証明書の写し

(ii) 5 (2)ウに該当する者については、資格者証等の写し、2 級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書

(c) 5 (2)エに該当する者については、資格者証等の写しおよび旧 1 級検定の合格証の写し

(c) 5 (2)オに該当する者については、資格者証等の写し、旧 2 級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書

(4) 受講料 申込時に次の額の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。なお、納付した受講料については、申込受理後に申込みを取り消した場合、講習を受けなかった場合等でも還付しない。

ア 新規取得講習

(7) 2 号警備業務 38,000 円

(i) 4 号警備業務 34,000 円

イ 追加取得講習

(7) 2 号警備業務 14,000 円

(i) 4 号警備業務 10,000 円

- 8 携行品 筆記具および警備業関係法令集等を持参すること。

- 9 集合時間等 集合時間等の詳細は、申込時に交付する「講習のしおり」を参照すること。

- 10 実施委託 この講習は、一般社団法人滋賀県警備業協会に委託して実施する。

- 11 問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課または滋賀県内に所在する警察署の生活安全課もしくは生活安全刑事課

- 12 その他 天災その他不可抗力の事態により、講習日、場所等を変更し、または講習を中止する可能性があるので、

滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。